

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成27年5月12日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月12日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）小笠原至，甲斐哲彦，金子守治，岸光右，葛谷茂，栗原壯太，坂本和之，三瓶一俊，仲真紀子，西崎毅，前田敏文，最上泰，門間偉峰

（欠席）山田健

（※敬称略）

（説明者）文仙妙子家事調停委員，日比野貴樹主任書記官

（裁判所）福田郁生首席家裁調査官，原田宜子次席家裁調査官，二本柳家事首席書記官，黒畑享三家事次席書記官，小田修少年首席書記官，鈴木浩二事務局長，石田有二事務局次長

（庶務）河端英也総務課長，村崎淳一総務課課長補佐，大矢恭子総務課庶務係長

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，裁判所委員である孝橋委員が異動となり，後任の甲斐委員に交代したこと，岡野委員及び渡辺委員が退任され，新たに小笠原委員及び坂本委員が任命されたことが報告された。

イ 委員長の選任について

互選により甲斐委員が委員長に選任された。

ウ 家事事件手続法施行後の家事調停実務について

「家事事件手続法施行後の家事調停実務について」をテーマとして，栗原委員から「家事事件手続法施行後の家事調停実務」について，門間委員及び文仙家事調停委員から「現場における家事事件手続法施行後の家事調停手続の運用」について，家事書記官室の日比野主任書記官から「電話会議・テレビ会議システムを利用した方法による調停期日の取扱い」について，それぞれ説明を受けた後，質疑応答及び意見交換を行った。

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり。

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 11月10日(火)午後1時30分

イ テーマ 「札幌家裁における要配慮者対応について」

概 要

●委員 △説明担当者

- テレビ会議システムでは、画面の向こうにいる当事者がカメラではなく、テレビ画面を見て話をすることになるので、視線を合わせないで話をしているように感じ、不誠実だと受け取られるようなことはありませんか。また、映像と音声にタイムラグがありますが、問題はありますか。
- △ カメラがテレビ画面の上部に設置されていますので、視線を合わせていないように見えることもあると思われますが、カメラの位置を事前に説明しておくことで解消されるかと思います。また、電話回線を使用していることから映像と音声にタイムラグが生じてしまいますが、そのことに関し、これまで利用者等から指摘を受けたことはありません。
- 1回の調停期日はどれくらいの時間をかけて実施するものですか。
- △ 調停の初期の段階では、当事者双方の問題を把握して調整することを目的としており、通常、各当事者から交互に30分ずつ事情を聴取します。交互に事情聴取を2回繰り返すと約2時間となりますが、要点が絞られてくれば、15分ずつで交替することもあります。進行状況や事案によっては、双方同席した状態で調停を進めることもあります。
- 電話会議やテレビ会議システムを利用しない調停において、一方当事者から事情を聴く場合、事情を聴かない当事者は調停室から退出するのですか。
- △ 電話会議やテレビ会議システムでは、一方当事者の話を聞く場合には、事情聴取をしない当事者との電話回線は一旦遮断します。当事者双方が裁判所に出席している場合には、一方当事者が調停室で事情聴取をしている間、事情を聴かれていない反対当事者には調停室から退出して待合室で待ってもらっています。
- 電話会議やテレビ会議システムを利用した調停期日を行うかどうかについては、誰が決めるのですか。
- △ 裁判官と調停委員とで構成する調停委員会が決めています。
- テレビ会議システムが整備されている裁判所を教えてください。
- △ 道内であれば、札幌のほかに函館、旭川、釧路の各家裁本庁と釧路家裁帯広支部に整備されています。
- 電話会議やテレビ会議システムが導入される前であれば、調停期日には原則裁判所に出席しなければいけなかったと思いますが、経済的な事情等の理由があれば、遠方

の裁判所に出席しなくてもよいものなのでしょうか。

△ 調停は話し合いの手続であり、双方が出席することが原則ですので、どちらかが出席できなければ調停ができないことになりました。

● 札幌家裁本庁では、電話会議を使用した調停期日は全調停期日の何パーセントくらいあるのですか。

△ 電話会議を利用した調停期日の割合は、1か月当たり当月分に指定された調停期日の約1パーセント未満程度です。電話会議はよく利用されていますが、テレビ会議システムは一方当事者が最寄りのテレビ会議システムのある裁判所に出向く必要があり、さらにその裁判所においてテレビ会議システムが利用できる部屋が空いている日である必要があることから日程調整が難しく、利用できる日が限られるのが実情です。これまでの事例では、例えば、東京家裁に申し立てられた事件で、札幌在住の当事者との間でテレビ会議システムを利用した調停を行う際に、東京家裁からの依頼を受けてテレビ会議システムを利用したこともありました。

● 調停期日前に書面でのやり取りを行うことで、事前に相手の主張が分かるのは、一般的には良いことだと思いますが、感情的な対立がある事案においては、調停期日までに書面のやり取りなしで進める方がいい場合もあるかと思いますが、どうでしょうか。

△ 家事事件では当事者に心理的な葛藤があり、民事訴訟と違って事前の書面でのやり取りだけでは意を尽くせない面があります。事前に書面のやり取りがない状態では、相手は何の準備もない状態で調停期日を迎えることになり効率も悪く、逆に心理的緊張感も高まることもありますので、相手が何を求めているかを分かるようにすることは当事者にとってメリットはあると考えています。家事事件手続法施行以前は、人格を非難するようなことが記載された申立書等を事前に送付すると、再度心理的な葛藤を高め、相手が調停に応じないのではということを経験し、調停委員が調停期日において双方の言い分を聴き、主張を整理したうえで伝える方法のほうが、調停が円滑に進むのではないかという考えで進められていました。しかし、自己決定が社会的にも望まれている現在の情勢の中では、相手に申立書等の書面を送付することで申立人の大まかな主張が把握できるようという配慮の下で、申立書等には結論的な事情のみを簡潔に記載してもらおう様式にしています。書面には現れない具体的な心情面の調整は、調停期日で調停委員が調整することになります。